

令和5年度ふるさと兵庫“すごいすと”情報発信事業 実施仕様書

1 事業の目的

ふるさと兵庫の魅力を発信するインターネット情報誌「ふるさと兵庫“すごいすと”」を制作し、兵庫県の各地域において、地域を元気にしている「すごい人」、や特色あるまちづくりを進める地域コミュニティなど、多彩な兵庫の魅力を紹介することを通じ“参画と協働”の輪を広げる。

2 事業内容

平成25年度から開始した「ふるさと兵庫“すごいすと”情報発信事業」について、これまでの取組内容を踏まえ、以下の要件を満たす企画を提案し、実施すること。

なお、本仕様書に記載している要求事項は必要要件であるが、当該要求事項と同等の機能・役務を満たすような提案で、県にとってさらに有利なものと判断した場合には提案内容を採用することがある。

(1) インターネット情報誌「ふるさと兵庫“すごいすと”」の更新及びコンテンツ追加
メインコンテンツ「ふるさと兵庫“すごいすと”」及びサブコンテンツ「“Co+Co(ここ)すごい”」で構成されるインターネット情報誌の更新及び制作する。

① 取材・写真撮影・記事等の作成

兵庫県の各地域において、地域の夢や自身の思いの実現めざして活躍し、地域を元気にしている身近なすごい人や、新たな発想で地域づくり等に取り組む若者を取材し、豊富な写真等とともに、そのストーリーやエピソードなどを記事にまとめる。

② ウェブページの制作

ア 内容

(ア) “すごいすと”紹介(10~15人程度、うち5人程度は“ふれあいのすごいすと”)

兵庫県の各地域において、地域の夢や自身の思いの実現めざして活躍し、地域を元気にしている身近なすごい人(特に20歳代~35歳の若者)を発掘・取材し、そのストーリーやエピソードなどを記事にまとめ、豊富な写真とともに紹介する。

また、“ふれあいのすごいすと”として、県民局等が支援する参画と協働イベントの仕掛け人やプロデューサー等も取り上げ、イベント開催に向けての思いやプロセス、人材育成活動などを記事にまとめ、豊富な写真とともに紹介する。

なお、掲載人数の3割程度は、かつて“すごいすと”として掲載した人物について、改めて取材し、記事を作成するという提案でも差支えない。

(イ) “Co+Co(ここ)すごい”紹介(5団体程度)

住民自らが多様な主体と協働して、地域課題の解決や特色あるまちづくりに取り組んでいる団体(特に20歳代~35歳の若者が活動の中心を担っている団体)を取材し、そのストーリーやエピソードなどを記事にまとめ、豊富な写真とともに紹介する。

なお、5団体程度のうち2団体程度は、かつて“Co+Co すごい”として掲載した団体について、改めて取材し、記事を作成するといった提案でも差支えない。

(ウ) 県支援施策情報、地域情報

各“すごいすと”の紹介ページから、それぞれの活動に関連する県の支援施策情報や地域の魅力を発信する情報にリンクする。

③ コンテンツ構成

ア “すごいすと” ごとに作成するコンテンツ

- ・トップページ：写真1枚
- ・取材記ページ：写真10枚程度＋紹介記事（2,500字程度）
- ・ギャラリーページ：“すごいすと”の活動地域のスポットや共に活動する仲間との写真7枚
- ・取材記の印刷用PDF

イ “Co+Co（ここ）すごい” ごとに作成するコンテンツ

- ・トップページ：写真1枚
- ・取材ページ：写真15枚程度＋紹介記事（2,000字程度）
- ・取材記の印刷用PDF

④ その他共通のコンテンツ

ア “すごいすと” 一覧

イ “すごいすと” 検索機能

ウ ご意見・ご感想

エ お問い合わせ

オ 新着ニュース

カ “すごいすと” フェイスブックページへのリンク

キ 地域づくり関係資料集〔県民交流広場(県HP)、ひょうごの社会貢献企業及びネットワーク知事対談等各HP〕等へのリンク

⑤ 留意点

ア 取材記事は“すごいすと”、“Co+Co（ここ）すごい”の魅力、伝えたいメッセージをわかりやすく伝えられる内容とすること。

イ 写真・イラスト等を多用した見やすいデザインとすること。

ウ 動画を活用するなど、発信方法を工夫すること。

エ 読者が閲覧しやすいページ導線とすること。

オ コメント欄やSNS等を活用し、読者との交流が図れるようにすること。

カ パソコンからだけでなく、スマートフォンやタブレットからも快適にアクセス・閲覧できるサイトとすること。

⑥ ウェブページの公開

制作した掲載内容について、県の検査に合格した後、ウェブページを公開する。県から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査に合格の後、公開する。

⑦ 掲載人数

ア “すごいすと” 年10～15人程度

イ “Co+Co(ここ)すごい” 年5団体程度

〈各コンテンツの掲載計画：15人掲載の場合〉

		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
メインコンテンツ	すごいすと	1	1	2	1	2	1	2	1	2	1	1	15
サブコンテンツ	Co+Co すごい		1		1		1		1		1		5

⑧ 発行期間

ア “すごいすと”

原則毎月25日発行（令和5年5月～令和6年3月）

※同月に2人掲載する場合は掲載時期をずらす等の対応は可

イ “Co+Co(ここ)すごい”

原則15日発行

（令和5年6月～令和6年2月）

(2) 取材者の選定

本業務において取り上げる人物及び団体について、地域、分野などのバランスを考慮の上、選定理由を明確にした上で提案すること。最終的な選定においては県民生活課と協議を行うこと。

(3) 「ふるさと兵庫 “すごいすと”」ウェブサイトの整備等

ウェブサイト及び“すごいすと”フェイスブックページ、ツイッターページ (@sugoist1) の管理運営等

- ① ウェブサイトの管理運営及び保守業務を実施すること。
- ② 利用者が目的とする情報については、Yahoo!やGoogleなどの一般的な検索エンジンにおける検索結果の上位に表示されるよう配慮すること。
- ③ W3Cの基準に沿って、Webユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮されたページを作成すること。
- ④ ユーザー解析のためにアクセスログを取得すること。
- ⑤ 前月のアクセスユーザー数を集計し、毎月上旬、県に報告を行うこと。
- ⑥ アクセスの急激な上昇にも耐えられるサーバ構成とすること。
- ⑦ 情報セキュリティの確保をすること。詳細は下記ア～キのとおり。

ア 本ウェブサイトは、情報の改ざんや盗聴等システムへの不正アクセスの防止対策及びコンピュータウィルス等のセキュリティ対策が講じられた万全を期したものにし、本ウェブサイト起因してサーバの不具合等が生じた場合は必要な対策

を講じること。

イ 情報の改ざん、盗聴等システムへの不正アクセスが疑われる場合は、県民生活課及びシステム主管課の指示に従い、サブディレクトリ下のデータ保全、アクセスログの分析等による原因究明を行うとともに、本ウェブサイトを整備する範囲内で必要な対策を講じること。

ウ コンテンツを更新する際には、特定のIPアドレスのみ更新できるシステムとすること。

エ 本ウェブサイトのサーバで使用するOS、ミドルウェアやアプリケーション等において深刻な脆弱性が判明した場合は、速やかにセキュリティパッチ適用等の対策を講じられるよう、サーバ管理者及び県民生活課と調整すること。その際、本ウェブサイトのために専ら導入したコンテンツやソフト等に修正・変更等が伴う場合は、受託者の負担で実施すること。

また、サポートが終了したソフトは使用せず、サポートが終了するソフトは受託者の負担でソフトのバージョンアップを行うこと。

オ 個人情報を取り扱う場合は、収集データはWebサーバとは別のサーバに格納し暗号化を行うなど、万全の対策を施すこと。

カ 本ウェブサイトのコンテンツを制作・アップロードするパソコンは、OSやブラウザ等のセキュリティパッチの適用状況、ウィルス対策ソフトの定義パターンを常に最新状態にするなど、万全の対策を施すこと。

キ その他、受託者は「兵庫県情報セキュリティ対策指針」を遵守すること。

また、受託者が指針に違反し県に損害を与えたときは損害の賠償を請求することができる。

なお、「兵庫県情報セキュリティ対策指針」は契約締結時に提供する。

(4) 周知・広報

より多くの方々に読んでもらえるサイトになるよう、兵庫県内外に「ふるさと兵庫“すごいすと”」をPRし、新規読者を増やすための効果的な広報を行うこと。

(5) 紹介者・団体と閲覧者との双方向での情報交換を支援すること。具体的な業務は下記のとおり。

- ① 閲覧者から届く応援メッセージ等を県が別途示すフォーマットによりすごいすと本人及び団体に対して送付し、送付したことを適宜県に報告すること。報告の頻度は半年に1回程度を想定している。
- ② 県が保有する令和4年度以前のすごいすと本人及び団体の連絡先は受託者に共有するため、前年度以前の紹介者・団体に対しても上記①と同様の対応を行うこと。
- ③ すごいすと本人及び団体に送付するべきか判断に迷うコメント（消極的なコメント、問い合わせのようなコメント等）については、適宜県に対応方法を協議すること。

(6) 令和4年度以前の紹介者・団体の公開記事を活かした取組を提案し、県民生活課と調整の上、実施すること。

(7) “すごいすと”をより多くの人に知らしめ、地域活性化・地域創生に資するような戦略的な提案を行うこと。

(8) マニュアルの更新・作成

①マニュアルの更新

現行の「ふるさと兵庫“すごいすと”」ウェブサイトの操作マニュアル及びシステムマニュアルの記載内容から変更がある場合は、情報の更新を行い、県に提出すること。なお、現行マニュアルは、契約締結後に提供する。

②マニュアルの作成

ウェブサイトのリニューアルを行う等、現行マニュアルから内容が大幅に変更となる場合は、新たにマニュアルを作成し、紙(各1部)及び電子媒体(CD-ROM)で提出すること。なお電子データは、Microsoft Office 2016以上で操作、閲覧等が可能な形式とすること。

(9) 地域活動団体向けメールマガジンの作成・配信・管理運営等

県内地域活動団体から提供されたイベント・活動情報や、すごいすと配信情報、地域活動に役立つ助成金情報、兵庫県からのお知らせ、イベント・活動情報の募集等を2か月に1回程度メールマガジンで配信する。

① 地域活動団体向けメールマガジンの作成・配信

(配信先(R5.1.30時点): 県内地域活動団体等、約600団体)

ア 民間メールマガジン配信業者との契約(最大2,000件一斉送信可能、開封確認機能、画像が添付可能なサービスとする)

イ メールマガジン配信先への新規登録、配信先変更及び配信停止処理

ウ 県内地域活動団体から提供されたイベント・活動情報のとりまとめ

エ メールマガジン案の作成及び県民生活課との調整

なお、メールマガジン案の作成に当たっては、読み手の興味を引くようなタイトル、読んで面白いと感じる文面案を作成すること。

オ メールマガジンの配信 等

② 地域活動情報の掲載

県内地域活動団体から提供されたイベント・活動情報等(基本的にはメールマガジンで配信した内容)を、すごいすとサイト内の「お知らせ」欄に掲載する。

3 経 費

(1) 対象となる経費

① ウェブサイトの運営や改修、取材・編集等に要する経費(人件費、機器・機械等のレンタル・リース費、消耗品費、旅費、謝金等)、その他事業実施に必要な経費

※機器・機械等については、原則リース又はレンタルでの対応とする。

② 消費税及び地方消費税

上記①の経費にかかる消費税及び地方消費税

(2) 対象外の経費

土地、建物の取得に係る経費、物品、施設や設備を設置又は改修する経費、受託者の本来業務に係る経費、領収書等により委託事業として支払ったことが明確にできない経費、その他事業との関連性が認められない経費

4 著作権等

- (1) 本業務により制作されるコンテンツ、システム、マニュアル等の著作権は兵庫県に帰属することとし、兵庫県は加工及び二次利用出来ることとする。
- (2) 著作権・肖像権に関して、権利者の許諾が必要な場合は、事業実施団体は必要な権利処理を行うものとする。なお、著作権・肖像権等に関して何らかトラブルが生じた場合、事業実施団体の責任において処理するものとする。

5 契約不適合責任

- (1) 契約不適合責任は、検収合格日から1年とする。
- (2) 検収合格日より1年間にセキュリティ上の問題等のプログラム修正が発生した場合は、事業実施団体が更新作業を行うこと。

6 留意事項

- (1) 事業実施に際しては、企画提案書中の全ての提案が採用されるものではない。県と事業実施団体との相談によって、事業内容の変更を行う可能性がある。また、契約書及び仕様書並びに採択された企画書に記載のない事項や、新たな事項が生じた場合には、県民生活課と協議し、その指示に従うこと。
- (2) 事業実施団体は、本事業が兵庫県との委託契約に基づく公的事业であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする。
- (3) 本事業の経理を明確にするため、帳簿や通帳口座を本事業単独で作成する等、事業実施団体が実施している既存事業の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (4) 事業実施に際しては、県民生活課と連絡を密にして業務にあたり、業務の進捗状況については、県民生活課と協議し、その指示に従うこと。
- (5) 業務全般を統括できる業務責任者を置き、その者を通じて必要時に連絡・協議が行える体制とすること。
- (6) 事業実施団体は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿類、通帳等）を事業終了後5年間保存すること。
- (7) 機密の保持
事業実施団体は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(8) 個人情報の保護

事業実施団体は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(9) 再委託

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県に対し全ての責任を負うものとする。

(10) 本事業については、事業終了後も含めて、兵庫県監査委員等の検査対象となる場合があるため、事業実施団体は、検査対象となった場合は検査に協力すること。

(11) 令和6年度に県が同事業を実施する場合、県及び令和6年度の事業受託者に対して、必要となる情報提供・引継等を遺漏なく行うこと。